

東京女子師範学校の教育課程変遷にみる文法教育

Grammar education in the curriculum transition at the Tokyo Women's Normal school

中 嶋 真 弓

Mayumi NAKASHIMA

1. はじめに

明治初期の文法教育は、明治5年頒布の学制に「文法」が位置づけられ、同年公布の小学教則に「当分欠ク」とあるものの文法の内容が記されたことから始まる。小学校教育課程を中心に文法が重視され始めたといえる。明治期の女学校に影響を与えた下田歌子は、1886（M19）年『和文教科書』を編纂し、文法に関わる内容を頭書（頭注）に記し読みの中に文法を位置づけた。また、1899（M32）年には『女子普通文典』を編纂している。明治期の文法教育が、男女関係なく必要とされたことがわかる。その一方で、三土忠造編『女子国文典』（M39）の例言には「女子は、外国語を学ぶもの少ければ、国語を学ぶに当り」とあり、「完了の時」を省略するとある。さらに、明治期は、中学校は漢文が主で和文は副とされ、女学校はその逆にあったとされている。これらのことから、中学校と女学校では文法において教科内容に違いがあるといえる。

明治期の文法の先行研究では、古田東朔（1960）²、山東功（2002）³、矢澤真人（2006）⁴、森田真吾（2008）⁵、勘米良祐太（2015）⁶など文法研究、文法教育の両面から研究がなされている。しかし、その中心は小学校や中学校で女学校について検討されたものはほとんどみられない。そこで、本稿では、女学校における文法教育がどのような位置づけの中でどのような役割をもっていたかを、東京女子師範学校（以後、東京女子師範と略記）の教育課程の変遷を通して明らかにすることを目的とする。研究対象とする期間は、1875（M8）年東京女子師範創設から1883（M16）年規則改定までとする。

なお、本稿において女学校は、女子のための学校⁷と規定する。また、学科目は「文法」「作文」「習字」等括弧で表記する。

2. 明治10年代の文法教育

明治初期の文法教育は、学制、小学教則によって小学校教育課程を中心に考えられた。小学教則にある教授内容をみると、例えば、第4級6ヶ月では、「〃〃〃ノ書ヲ用テ詞ノ種類名詞（ナコトハ）ノ諸変化ヲ授ク尤暗誦ヲ主トス」とある。「〃〃〃」は、文法教科書がほとんどないた

め明記されていないのである。そして、内容は記されているものの「当分欠ク」とされている。1873（M6）年には東京師範学校編成小学教則⁸が出されるが、「文法」は設置されず、上等小学教則の「読物」の教科書の一つとして『文法書』とあるのみである。

明治初期から文法が重視され始めた要因として先行研究では、次のように考えられている。明治前期の文法について山東功（2002）は、文法研究の立場から「学制以降において言語が教育の問題として顕現化し、修辭的段階に留まっていた文法研究を教育理念の枠組みにまで引き上げる結果」⁹と記している。また、古田東朔（1960）はこの時期の洋学者について「かれらは、幕末期の洋学入門当時、必ず文典を学習した。その組織に触れ、読解上の著しい効果を知るに及んで、ここに、それに比較すべきわが国語文典の存在を必要と考えた」¹⁰と述べている。

では、そのような状況下において、東京女子師範における文法教育はどのようになされたのであろうか。

3. 東京女子師範の教育課程変遷にみる文法教育の考察

3-1. 1875（M8）年8月規則の創定

1875（M8）年東京女子師範が創設され、8月15日に教則¹¹が創定された。教則は、次のようである。学科目等現在の国語に関わるもののみ記すこととする。なお、以後も同様とする。

〈学科目〉 読物、習字、書取、作文

第十級 読物（地理、歴史） 習字（楷書） 書取

第九級 読物（歴史、物理学） 習字（楷書） 書取

第八級 読物（歴史、修身学、雑書） 習字（楷書） 作文（日用書翰文）

第七級 読物（地理学、修身学、雑書） 習字（行書） 作文（日用書翰文）

第六級 読物（地理学、歴史、養生書） 習字（行書） 作文（日用文、諸證文）

第五級—第四級 読物（歴史、物理書、雑書） 習字（草書）

作文（問題ヲ出シテ答ヲ文ニ綴ラシム）

第三級 読物（歴史、化学大意、雑書） 習字 作文（前ニ同ジ）

第二級—第一級 読物（経済学、博物学、教育論） 作文（前ニ同ジ）

修業年限5年で、10等級に分けられた学科を各級半年で教授する等級制の学校編成である。この教則は1875（M8）年7月29日に文部大輔名での通達を基に定められたものである。通達には、以下17学科目が記されている。

○女子師範学校学科（番号及び下線は引用者）

- 1 文法（文法・作文・習字） 2 地理学 3 史学 4 数学 5 物理学 6 博物学 7 生物学大意
8 化学 9 修身学 10 経済学大意 11 記簿法 12 画学初歩 13 手芸 14 唱歌 15 授業法
16 附属小学実地授業 17 体操

7月29日の通達には「文法（文法・作文・習字）」とあるが、8月15日の規則には「文法」の文言はなく「作文」「習字」のみが位置づいている。「文法」が設定されなかった理由の一つに前述した小学教則に「当分欠ク」とされたこと、東京師範学校編成小学教則で「文法」が除かれた

ことが考えられる。多くの小学校が東京師範学校編成小学教則を支持していた¹²からである。森田真吾（1999）は当時の状況について「学制」における「文法」はその理念のみが受容¹³されていたと述べている。二つ目の理由として考えられるのは、当時の生徒たちの学力によるものである。当時の入学生徒の学力について『東京女子高等師範学校沿革略志』には次のようにある。

明治八年八月十三日生徒入学心得書を定め、大約十四歳以上二十歳以下の女子にして文を書し兼て近易の書を読み略算術を学び得る者に就き府県に於いて選抜し、試験の上入学を許可する事とする。試験は習字と近易の書の講読との二科目にて、近易の書とは地学事始、物理階梯、国史攬要等の書なり（中略）合格したる者も学力甚だ低く、十中八九は辛うじて小学読本或は物理階梯の如き近易の書籍を素読し得るに止まり¹⁴

このような生徒の学力から、読むこと、書くことに重点が置かれたものと考えられる。それは学科の「読物」「作文」の内容からもわかる。「読物」では、多種多様な書籍を読み、「作文」では形式的な文章を模倣するという教授が看取できるからである。

小学校教育課程との関わり、入学生徒の学力の実態から、普通教育の中で読むこと、書くことの力が文法を学ぶ以前に求められたものと考えられる。

3-2. 1877 (M10) 年規則改正

1877 (M10) 年の規則¹⁵は、次のようである。

〈学科目〉 文学、習字

〈教則〉

第7級 文学（文法講習、書取） 習字

第6級—第4級 文学（文法講習、作文、書取） 習字

第3級—第2級 文学（文法講習、作文）

第1級 小学実地授業（下線は引用者）

修業年限5年であったものが、今回の改訂で3年半となった。開校当初の生徒の学力に比べ、レベルが向上してきたことによるものである¹⁶。

今回の改正では、「文学」の中に文法講習、作文、書取とある。「文学」は書くことを中心とした学科であり、ここに位置づく文法講習は書くことに資するものと考えられる。では、読みはどこで教授されたのであろうか。他の学科「史学」をみると、以下の内容が記されている。

第7級—第5級 史学（泰西史鑑、皇朝史略）

第4級 史学（万国新史、皇朝史略）

第3級 史学（万国新史、続皇朝史略）

第2級 史学（万国新史、続々皇朝史略）

第1級 小学実地授業

『泰西史鑑』『皇朝史略』¹⁷『万国新史』¹⁸は寺子屋で読まれていた歴史書であることから、読みは「史学」の中で漢書を使用して教授されていたと考えられる。文法の位置づけや「史学」の教材については他の女子師範学校にもみられ1878 (M11) 年設置の高知女子師範学校教則をみる

と全ての級に「文学（作文・日本文典）、習字」とあり、「史学」は『国史略』『泰西史鑑』『十八史略』『万国新史』となっている。

当時の小学校文法教科書について仲新（1949）は、「独立の文法書は広く用いられたとはいへない。しかし明治初期の府県の小学教則には師範学校の小学教則に倣い上等小学の教科書中にあるものもあり、田中義廉や中根淑の文法書は相当に普及したやうである」¹⁹としている。小学教則に「当分欠ク」とされながらも学校現場では、文法教授が積極的ではないがなされていたということである。しかし、1877（M10）年2月東京女子師範に附属小学校（以後、女子師範附属小と略記）²⁰が設置され、1878（M11）年に授業が開始されたが、女子師範附属小の創定規則²¹に「文法」はない。女子師範附属小の創定規則は以下のようである。

〈前期課程〉

第6級 読法（いろは図、五十音図、濁音次清音図、単語図、連語図）

書取（前日学ヒシ所ヲ書キ取ラシム以下之ニ倣フ） 習字（習字本ニ拠ル以下之ニ倣フ）

第5級 読法（小学読本） 書取 習字

第4級 作文（記事以下之ニ倣フ） 書取 習字

第3級 作文 書取 習字

第2級 作文（記事書牘以下之ニ倣フ）

書取（作文ニ使用スヘキ文字ヲ書キ取ラシム以下之ニ倣フ） 習字

第1級 作文 書取 習字

〈後期課程〉

第6級 作文 書取 習字

第5級—第4級 作文 書取 習字

第3級—第2級 作文 習字

第1級 作文 習字（細字楷行草 記事書牘文）

女子師範附属小は、1878（M11）年7月附属練習小学校と改称されたが、実地授業の練習の場である小学校の教育課程に「文法」が設定されていないにもかかわらず、なぜ文法講習を導入したのであろうか。その理由としては、前述した小学校現場で文法学習がなされていたことも考えられるが、東京師範学校との関わりとして次のようにも考えられる。東京師範学校では、1874（M7）年に余科を予科とし、予科で普通教育を学び本科で教授法を学ぶ、さらに1879（M12）年それを強化する改正がなされている。教授法を学ぶことに重点が置かれた初期の教育課程から、普通教育を身につけることに目が向けられたのである。東京女子師範は創設当初から普通教育が主であったが、師範学校としてより知識や能力が求められ、そこに文法が必要であったと考えるのである。東京女子師範においては、入学生徒の学力向上がそれを可能にしたといえる。

識字率の向上が求められたこと、西洋文典との関わりで日本文典の研究がなされるようになったこと、そして小学校から文法教育が法令化されたことは少なくともその指導にあたる師範学校において文法が必要であるという認識はあったと考える。しかし、1875（M8）年の教則ではなく1877（M10）年の教則に位置づけたことを勘案するならば、指導法として文法を学ぶという以

上に、知識として学ぶ必要があったと捉えることができる。当時の文法教授について古田東朔(1960)は次のようにも記している。

「暗誦ヲ主トス」と「小学教則」にも述べられていたような指導法が主であったのだから、文法とは単なる知識としての暗記にとどまらざるをえなくなってくる。明治十年、第二大学区を巡視した文部大書記官九鬼隆一は、文法教育に関し「未タ其適切ナル利益アルコトヲ知ラス」と、その報告書に示した。文法が実用と遊離している風潮を指摘したものといえよう²² 文法教育の意義、教授の在り方への問題提起であるが、このような状況を考えると、教育現場での文法教授は効果的になされていなかったようである。上記は小学校現場でのことであるが、文法に対する考えも多様で教科書も定まっていなかった当時のことであるために、東京女子師範においても例外ではないと思われ、「文法」は、単独の特化した学科として教授されていたと考えられる。

では、どのような教授がなされていたのであろうか。現段階では、教授について確認できていない。しかし、師範学校ではないが、同時期に創設された跡見女学校にその手がかりを求めたい。跡見女学校の授業の様子として「和歌は鈴木重嶺先生が折々来校ありて古今和歌集の講義並びに題詠などを添削せられたり」²³とある。跡見女学校の教育課程をみると「国学、漢学、算数、習字、絵画、裁縫、琴曲、插花、点茶」²⁴の9科目で女性の伝統的教養を目的とした教育課程となっている。『古今和歌集』、和歌の指導、そして和歌の詠歌、添削もなされたとある。そこに詠歌のために必要な法則として文法についても触れられたのではないかと考える。東京女子師範も女学校という点から同様の環境にあったといえる。『穎才新誌』の明治10年4月21日第7号²⁵に「東京女子師範学校若菜」として3首が載せられていることから、日常的に詠歌がなされていたといえる。官立と私学との違いはあるものの、女子のたしなみとして和歌を詠む力は当時の女性に求められていたものであり、女子特有の教育課程に位置する文法の役割がそこにあったと考えられる。

なお、1877(M10)年には東京女子師範に英文科が設置された。また、東京大学の文学部第二科に和漢文学科が創置されたのもこの年である。洋文典と日本文典との関わり、和文への意識開花の面からも文法が必要となってきたともいえる。

3-3. 1879(M12)年3月規則改正

1879(M12)年3月規則改正²⁶がなされた。修業年限は3年半である。

〈学科目〉文学、作文、書取、習字

学科内容及び教科用図書は以下のようなものである。「史学」と国語関係のものを挙げる。

第7級

史学(万国史略、皇朝史略、十八史略) 作文(書牘文) 書取 習字(楷書)

第6級

史学(万国史略、皇朝史略、十八史略講読) 作文(書牘文、記事文) 書取 習字(行書)

第5級

史学（統国史略、元明史略講読） 作文（公用文証券文、記事文） 書取 習字（行書、草書）

第4級

史学（統々国史略、清史學要） 文学（左伝） 作文（公用文記事文、論説文） 習字（草書、細楷）

第3級

文学（左伝） 作文（記事文、論説文）

第2級

文学（正統文章軌範） 作文（記事文、論説文）

第1級 * 国語関係はない。

「史学」について「史学科中漢史は傍ら生徒に漢文を読むことを習熟せしめんが為めに之を講読せしむ」と備考にある。「史学」によって漢文を読むことが求められているのである。

「文学」にある『左伝』『正統文章軌範』は漢文である。「史学」「文学」両学科において漢文による読みがなされている。

1877 (M10) 年改正にみられた文法講習が削除されている。前回の改訂とは違い「文学」は『左伝』『正統文章軌範』という漢書による読みがなされ、今まで「文学」に属していた「作文」「書取」が独立した。「作文」はどの級にもあることから、書くことを重視していることがわかる。そして、文範書『正統文章軌範』によって文章の書き方を学び、文範書を模倣しながら「作文」で記事文、論説文を書くという関連をみることができる。『穎才新誌』の明治10年3月10日第1号²⁷に2名の東京女子師範生徒の片仮名交りの文章が掲載されている。また、同年4月21日第7号²⁸には、漢文で書かれた文章が1件掲載されている。表現方法が多様であり、どのような文体を主として求められているかが定まっていなかったことがわかる。

文法が削除された理由は、1879 (M12) 年公布の教育令によって「文法」が省かれたことによるものと考えられる。省かれた後の扱いに対しては、他の学科の中で行われたという考えが一般的である。古田東朔 (1960) は「小学校の文法教育は「読方・作文」の中で、実際の文章に即して行われることになったわけであり、この傾向は以後変らなかつた」²⁹と記している。また、井上敏夫 (2009) も「独立教科としてではなく、読書科や作文科の中に包含」³⁰と述べている。上記の学科内容をみる限り、「文法」が内包されたというより、文範書や形式的な文章による模倣という色彩が強いようである。

3-4. 1880 (M13) 年7月規則改定

1880 (M13) 年7月規則が改定³¹された。その内容は、次のようである。一部抜粋する。

〈学科目〉 文学

〈教授規則 課程〉

第1年前期第6級

文学 講読（元明清史略卷ノ一二三）

文法（字論、言論、文論） 作文（各種ノ書牘）

第1年後期第5級

- 文学 講読（元明清史略卷ノ四五、古今ノ和文）
 作文（動植諸物ノ記事、貸借公用等ニ属スル諸文書）

第2年前期第4級

- 文学 講読（文章軌範第一第二冊、及古今ノ和文）
 作文（修身格物等ニ関スル記事論説）

第2年後期第3級

- 文学 講読（文章軌範第三冊、及近世名家文粹初編）
 作文（雑題ノ記事論説、簡短ナル漢文）

第3年前期第2級

- 文学 講読（近世名家文粹二編）
 作文（簡短ナル漢文）

第3年後期第1級 小学実地教授（下線は引用者）

1880（M13）年は、1879（M12）年教育令が廃止され改正教育令が公布された年である。そして、東京女子師範においては、初代摂理（校長）中村正直が辞職し、福羽美静が第二代摂理として着任した年である。この着任は「それまで一時西欧化日本のシンボリック的存在の観さえ呈した東京女子師範学校の歴史に生じた、国粹主義化というひとつの曲がり角を象徴する事件」³²といわれている。福羽美静は、「日本文法書ヲ作ラントスルノ議」の中で次のように述べている。

官府ノ布告文及達文及法律文スベテ約定書裁判書上甲文ノ類現今皆書下シ文（所謂仮名マジリ）ヲ以テ普通トセリ然レドモ未ダ其ヨルベキ文法書アラズ是日本従来ノ習慣書下シ文章ヲ公文トセザリシニヨレリ世ニ語格「テニヲハ」ノ学問アリ是邦語ヲ使用スルノ古法ニヨレルモノナリトイヘドモ主トシテ所詠歌雅文ヲ作ルガ為ニ講究セル所ノモノニシテ現今此法ヲ以テ各文章ヲ正サンコト甚難カルベシ故ニ今別ニ日本文法書ノ編輯アリテ本邦現今用文ノ文格ヲ正サンコトヲ希望ス³³

福羽美静は、1882（M15）年組織された国字改良に関する会「かなのとも」³⁴にも参加している。この会には福羽美静の次に校長となる那珂通世の名前もみられる。那珂通世は、1878（M11）年に私的な会として開かれた「文法会」³⁵の会員でもある。

この改定については、『文学博士那珂通世君伝』に次のようにある。

君の此の校に転任せらるるや間もなく校則改正の議を起し、十三年四月之が草案を立て摂理の同意を得て之を文部省に提出し、七月に至りて其裁可する所となりたり³⁶

那珂通世の草案によりこの改正案が作成されたというのである。福羽美静、那珂通世ともに文法への意識は高く、漢文の程度を低くしてその代わり和文、そして文法を導入するという考え方は共通のものがあったといえる。佐藤稔（1989）³⁷によれば、福羽美静の文法に関わる提案の際「邦語ノ字引字典ノ編輯アラザルベカラズ」との声のあがることを予想し、これについてはすでに宮内省文学局について『語言部類』という書に着手していると述べ（中略）『語言部類』は、「古今ノ雅言俗言アラユル語言ヲ網羅セル書」で、普通の文章を正し、一般の用に適したものに作る

ことを意図していた」と記している。この言説は宮内省文学局としての見解ではあるが、ここにある『言語部類』は、「古今ノ雅言俗言アラユル語言ヲ網羅セル書」、普通の文章を正し、一般の用に適したものに作る」とあるように日常生活に適する普通文を正すための文法が必要であると述べている。しかし、実際の教育課程をみると古今ノ和文であり、福羽美静は雅言も俗言も意識しているものの女子に求めたものは普通文ではなく和文がもつ優雅な雅言、雅文であり国学的な文法であったと考えられる。

1879 (M12) 年と1880 (M13) 年の改正点として『東京女子高等師範学校六十年史』に「読書(文学)のなかから左伝を除き、代りに和文を課す」³⁸とある。1879 (M12) 年では「文学」で『正統文章軌範』という文範書によって文章の書き方を学び、「作文」で記事文、論説文に生かして書くという関連をみることができたが、1880 (M13) 年改正では、『文章軌範』と「古今ノ和文」そして、文法という関連をみることができる。つまり、和文のための文法という関係がみえてくる。この導入によって今まで漢文中心だった国語関係の学科内容に和文が登場したことは着目すべきである。

「文法」は、第1年前期第6級にみられる。文法が早い段階で教授されていることがわかる。また、字論、言論、文論とあるところから、文法の概要が網羅されていると捉えることができる。言語³⁹を学び、書く力をつけるための文法学習の必要を説く福羽美静、那珂通世の考えによるものといえる。西欧主義の反動とし国粹主義が主張される中で、邦語の認識が高まり、その規範として和文に目が向けられ、雅言や雅文のよさを理解するために文法が必要になってきたのではないかと考える。文法教科書には、和歌を例に取り上げて説明するものが多くある⁴⁰。日本の伝統に目が向けられ、詠歌が盛んに行われたことにつながる。また、「本科の程度を高くする」⁴¹とあることも考え合わせるならば、福羽美静のもとで、文法を学ぶことによって、雅言や雅文が流麗につかえる力が求められたと考えられる。

甲斐雄一郎(2008)は、教育令前後(明治11~12年)の中学校における教育課程を3つの類型に分類している。その一つ「並列型教科課程」の「文章学型」の中で「文法書を教科書とする教科と文章軌範、八大家文読本のような文範類を教科書とする「文章学」とを別にたてている」学校の他に「中学校の課程においては文法書と文範類とを同一の教科に位置づけている」⁴²学校が多いことを指摘している。東京女子師範も「文学」の中に文法と文範類の内容を位置づけている。

1880 (M13) 年と1879 (M12) 年の規則を比べると、学科目がかかなり減少している。しかし、「裁縫」は引き続き教授され、「家政学」が導入されている。女子固有の学科内容に和文が打ち出されたことは女子特有の教授があり、女子の教養として詠歌もより求められ、そこに文法教授の必然が出てきたと考えるのである。

3-5. 1881 (M14) 年10月規則改正

1881 (M14) 年10月規則⁴³が改正された。その内容は、次のようである。一部抜粋する。

〈学科目〉文学

〈教授規則 課程〉

第1年前期第6級

文学 講読 (古今ノ和文) 文法 (字論、言論、文論) 作文 (各種ノ書牘)

第1年後期第5級

文学 講読 (古今ノ和文) 作文 (動植諸物ノ記事、貸借公用等ニ属スル諸文書)

第2年前期第4級

文学 講読 (文章軌範全部) 作文 (修身博物等ニ関スル記事論説)

第2年後期第3級

文学 講読 (近世名家文粹全部) 作文 (雑題ノ記事論説、簡易ナル古文)

第3年前期第2級

文学 作文 (簡易ナル古文)

第3年後期第1級 小学実地教授 (下線は引用者)

上記の下線は、1880 (M13) 年と内容が変わった部分で、二重線は和文、古文に関するものである。

浜本純逸 (2014) は、教育令前後の和文について次のように記している。

当時の中等教育には、日本語で授業をするという観念がなく、かつ日常生活で使っている生活語 (つまり日本語) について考えるという観念も少なかった。(中略) ただし、一八八〇年に岩手中学校において国文法教科書『詞の八衢』が使用されている、など和文の教材化も試み始められていた⁴⁴

和文が教授され始めたというのである。1880 (M13) 年和文が教則の中に登場したと記したが、1881 (M14) 年にはより顕著に学科内容に位置づけられている。講読、作文両方において漢文が減少し、和文や古文が増えたのである。作文の内容は「簡短ナル漢文」が「簡易ナル古文」となったことは注視したい。これは、第1年に「古今ノ和文」が位置づいたことと関係し、ここに文法との連携をみることができる。第1学年で和文、文法の教授がなされ、そこでの学びを「簡易ナル古文」に生かし書くことに結びつける、読むこと、内容を理解することが書くことにつながるという文法の構図が1880 (M13) 年以上にみられるのである。それは、より実用的な文章を書くことにつながるとともに、和文、古文のもつ雅言、雅文という日本の伝統文化をより強く打ち出し、その中で言語の運用ができるための力が求められたことを意味している。福羽美静、那珂通世の教育課程にはどちらも文法が位置づき、より和文に目が向けられた教育課程となっている。つまり、女子に特化した教育課程の中に文法が位置づけられたのは、実用的な和文を理解するため、雅言、雅文という和歌につながる教養のために必要であったからだといえる。この傾向は、1883 (M16) 年さらに顕著になる。

1881 (M14) 年小学校教則綱領では、「文法」は省かれた。既述したように井上敏夫 (2009) は「文法」が「読書」や「作文」に内包されたとした上で、次のように述べている。

(文法は引用者補) 作文教育との関係が深かった。しかし、それは文法大系の側に主体があり、その習得の場を作文に借りたというにすぎなかった。作文活動に主体をおき、それを正確効果的なものにするためにどのような文法を学習すればよいか (中略) 考えられた文法

ではなかった⁴⁵

作文の質を高めるための文法学習ではなかったというのである。しかし、女学校においては和文や古文を読んだり書いたりする、和歌を詠んだり歌作したりするための文法が必要になり、和文が主の教育課程の女学校においてこの一連の学習はより強く進められたのではないかと考えるのである。

3-6. 1883 (M16) 年8月規則改定

1883 (M16) 年8月規則⁴⁶が改定された。その内容は、次のようである。修業年限は4年となった。

〈教授規則〉読書、作文、習字

〈学科課程表より〉

第1年第4級

前学期

読書(和文、漢文) 作文(消息文、公用文類) 習字(行書、草書)

後学期

読書(和文、漢文) 作文(消息文) 習字(平仮名)

第2年第3級

前学期

読書(和文、文法) 作文(消息文) 習字(楷書)

後学期

読書(和文、漢文) 作文(消息文、叙事文) 習字(行書、草書)

第3年第2級

前学期

読書(和文、漢文) 作文(雅言消息文、叙事文) 習字(平仮名)

後学期

読書(和文、漢文) 作文(雅言叙事文) 習字(黒板書方)

第4年第1級

前学期

読書(和文、漢文) 作文(雅言消息文)

後学期*組まれていない。(下線は引用者)

1883 (M16) 年と1881 (M14) 年との違いは、学科目が「講読」から「読書」になり内容も和文と漢文が明記され並列に位置づいたことである。これは、1882 (M15) 年に東京女子師範学校附属高等女学校(以後、附属高女と略記)の設立及び1881 (M14) 年中学校教則大綱によって中学校では「和漢文」科が設置されことと関わるものと思われる。前者では、1882 (M15) 年7月10日福岡文部卿による文達に「下等女学科も修身、読書、作文、習字(後略)」を学科目とすることが記されている。これは、上等女学科も同様である。そして後者では、中学校教則大綱に国

語に関わる教科として「和漢文」科ができたことである。中学校教則大綱には「和漢文」科の教授目標や内容、程度は記されていない。そのために各学校は、大阪中学校の教則を範型としたとされている。附属高女も同様である。大阪中学校教則の学科目「和漢文」は、以下のものである。

和文ハ本邦固有ノ文章ニシテ其用極メテ広ク漢文ハ普通ノ文材ニ資スル者ニシテ亦須要ノ科ナレバ各級ニ通シテ之ヲ課ス。今其学習ノ為メニ分チテ読書、作文トス。

1883 (M16) 年規則には、使用教科書が記されている。「読書」の教科書は、次のようである。

第1年 古今和歌集・刪定標註純正蒙求校本・和文軌範・近世名家文粹

第2年 和文軌範・詞の玉緒・詞の八衢・十六夜日記・近世名家文粹

第3年 大鏡・文章軌範・土佐日記・続文章軌範

*参考：「作文」用教科書 文の葉・和文軌範・本朝文範

第4年 竹取物語・春秋左氏伝

*参考：「作文」用教科書 文苑玉露・和文軌範・本朝文範（下線は和文書）

教科用図書を見ると第2年では『詞の玉緒』『詞の八衢』を使用している。『詞の玉緒』『詞の八衢』は当時多く使用された文法書である。東京女子師範でも両書を使用している。では、どのように使用されたのであろうか。それを附属高女の教育課程でみていくこととする。附属高女を取り上げるのは、教育課程がほぼ東京女子師範と同様であることによる。附属高女は、1882 (M15) 年7月に文達を受け、1883 (M16) 年8月に文部大臣から認可を得、9月から授業を開始するために仮定の学科課程を作成している。東京女子高等師範学校附属高等女学校『創立五十年』には、「東京女子師範学校長那珂通世は、附属高等女学校の規則は追て之を創定することとし、先づ学科課程表を定め」⁴⁷とある。つまり、東京女子師範、附属高女の教育課程とも那珂通世の影響下で作成されたのである。

附属高女の学科課程⁴⁸の国語に関する内容を一部抜粋する。

[高等女学下等科] (第1、2年は省略) (下線は引用者)

第3年第1級

前学期

読書 (和文、文法) 作文 (消息文、叙事文)

後学期

読書 (和文、漢文) 作文 (叙事文)

[高等女学上等科]

第4年第2級 (前・後学期)

読書 (和文、漢文) 作文 (雅言消息文、詠歌)

第5年第1級 (前・後学期)

読書 (和文、漢文) 作文 (雅言叙事文、詠歌)

この学科課程創定に那珂通世の影響があったと前述した。つまり、ここにみられる文法、雅言、詠歌は女性にとって必須のものと那珂通世が考えていたとみることができる。これが那珂通世の考えであるということは、東京女子師範にもその考えは反映されているのである。東京女子師範

の「読書」「作文」の要旨を次に挙げる。

読書を分て和文、漢文とす和文は本邦固有の文章にして其用殊に広く漢文は普通の文材に資する者にして其用亦広き者なれば共に之を課すること多し和文は近世の雅馴の文体を授けて中世の雅馴の文体に及ぼし漢文は雅馴の古文体を授く和漢文を授くるには読法を正しくし意義を詳にし兼て作文に資するを旨とし誦読講義等の法を用ひて文字の音訓句読の断続を明かにし字義、句意、章意を了解せしむ又和文の意義を了解するの力を養はんか為に文法を授け文字、言語、文章の諸説を会得せしむ

作文は思想を表示し事実を記述する者にして其用亦広し乃ち先づ普通の女用消息文及願届等公用文類を作らしめ次に近世の文体に倣て叙事文を作らしめ終に中世の文体に倣て雅言消息文雅言叙事文を作らしむ文題は実用に適するを旨とし構文は簡明着実にして鄙俗ならず殊に雅言文の如きは趣味優美なるを尚ふ

これらの要旨は、附属高女も同様である。「和文の意義を了解するの力を養はんか為に文法を授け」とあるように、和文の内容を理解するため、和文を正確に読んで書くために文法が必要だということを打ち出している。

附属高女の高等女学校上等科の「作文」をみると、雅言消息文、雅言叙事文の他に詠歌が入っている。そこでの教科用図書は『消息文例』『雁の行かひ』『怜野集』『おくれしかり』『文の葉』『文苑玉露』である。『雁の行かひ』は和文書簡でその中に和歌も詠まれている。『怜野集』は、江戸時代後期の歌集で初学者に広く活用されたといわれている。高等女学校上等科のこれらの教科書は和文であり、書簡、往来もの、または序跋を集めたもので、詠歌について書かれたものではなく文範としての役割を担うものである。とするならば、詠歌のための文法書が必要となってくるのではないだろうか。そこに位置づけられたのが『詞の八衢』ではないかと考える。山東功(2002)は、『詞の八衢』について、「確かに言語の法則を説いてはいるが、その法則は歌学という修辞の術であったといえよう」⁴⁹と述べている。このことから、詠歌の際に活用されたことも推察できる。前述したように東京女子師範と附属高女の教則が同様のことを考え合わせるならば、東京女子師範もそのように「作文」の時間に詠歌をした場合『詞の八衢』の文法書が活用されたと考えられる。東京女子師範では、『詞の八衢』は『十六夜日記』とも同じ時期に教授されている。『十六夜日記』は100種以上の和歌が収められているが、その多くは為相らに歌枕や和歌の詠み方を教える教科書的意図を有していたとされている。生徒にとっても和歌の手本となる教科書であり、それを支える文法書として『詞の八衢』が使用されたとみることができる。「作文」の要旨には「中世の文体に倣て雅言消息文雅言叙事文を作らしむ」とある。「作文」の最終目標は流麗な文章や手紙を書くことであり、それは和歌を詠むことにもつながる。佐々木信綱(1916)は『国語教育』の中で「我が国の文芸のうちで、或は趣味の上から見、或は教養の上から見て、女子にとって最もふさはしいものは、和歌であらう」⁵⁰と記している。そして、和歌の趣味が高雅でかつ優美であることが女子に適し、一般に女子が文芸を行う場合に和歌は入りやすい特長があると記している。これは大正5年の雑誌の掲載であるが、明治10年代から女子に求められる教養に変化がないのであれば、女学校における文法は、詠歌の素養を高めるためという位置づけ

もできると考えるのである。

4、おわりに

明治10年代の女学校における文法の役割について東京女子師範の教育課程に着目し考察した。その結果、和文や古文の教授及び女子に求められる教養、知識として文法が位置づけられてきたことが教育課程から看取できた。中学校は、作文と文法との連携が効果的に機能せず文法を何年学んでも作文が書けないとの批判がある。それに対して、女学校では教養として和歌を作るとか流麗な文章、手紙を書くという文法の実用が求められ、そこに女子に求められる文法の役割が存在すると考えるのである。

今後は、東京師範学校及び中学校との比較を通して、女学校の文法教育の変遷を史的に考察する必要があると考えている。

〔注〕

- 1 古田東朔「続・教科書から見た明治初期の言語・文字の教育」(文部省『国語シリーズNo.50』光風出版1962.3)p61
- 2 古田東朔「文法教育の歴史」(明治・大正期)」(全国大学国語教育学会編『国語科教育7』1960.4)
- 3 山東功『明治前期日本文典の研究』和泉書院2002.1
- 4 矢澤真人「三土忠造『中等国文典』の改訂について：数詞・活用・形容動詞の扱いを中心に」(筑波大学文芸・言語研究科日本語学研究室『筑波日本語研究11号』2006.12)
- 5 森田真吾「明治期における文法教科書の中の「国語」に関する一考察：文法教育と「国語意識」の涵養との接点」(『千葉大学教育学部研究紀要第56号』2008)
- 6 勘米良祐太「中学校教授要目改正(明治44年)による文法教科書の変化：作文教育への「附帯」的指導に着目して」(全国大学国語教育学会編『国語科教育77』2015.3)
- 7 女学校について、文部省『学制百年史』(1972.10)「東京女学校の設立」の項(p212)に次のようにある。

わが国においては、江戸時代からすでに女学校の名称が存在していたが、この名称は女子の通学する学校をあらわしているのもであって(中略)女子の中等教育を施す学校をさすものではない。明治時代になってからも、このようにばく然として女学校の概念はなおしばらく継続していた。これが女子中等教育機関をあらわすものとなったのは、小学校を終了した女子の数がしだいに多くなって、これらがその上にある学校に入学する希望を持つようになった明治十年代にはいつてからのことである。

また、『広辞苑』(新村出『広辞苑第六版』2008.1岩波書店p1404)では、女学校を「①女子のための学校 ②旧制の高等女学校の略」としている。

- 8 松尾由希子「『学制』成立期に小学校・中学校における教育課程の編成に関する基礎的研究

- (1) : 文部省及び東京師範学校の「小学教則」・「中学教則」の分析(静岡大学『静岡大学教育研究11』2015.3) に詳しく記されている。
- 9 注3に同じ p100
 - 10 注2に同じ pp.94-95
 - 11 東京女子高等師範学校『東京女子高等師範学校沿革略志』1914.11 pp. 5-8
 - 12 松尾由希子は注8のp5において、「府県の多くは、文部省の小学教則ではなく、東京師範学校の小学教則をモデルに採用したといわれる」とした上で、「初めての卒業生を明治6年7月に送り出してから、各府県における東京師範学校の影響力は強くなっていった」としている。
 - 13 森田真吾「明治期文法教育における「規範文法」形成過程」(筑波大学『教育学研究集録23』1999)p79
 - 14 注11に同じ pp. 8-9
 - 15 『東京女子師範学校第三年報自明治九年九月至明治十年八月』
 - 16 東京女子高等師範学校編『東京女子高等師範学校六十年史』秀英舎1934.10 p37に「成績良好のため」とある。また、注15のp6にも「学業進歩ノ効アリテ」と記されている。
 - 17 吉田太郎(1966)は、『皇朝史略』(青山延補子著で大日本史の幼童用版)が寺子屋においてよく読まれていたことを記している。それによると、日本史の部で使用順位88、採用数9との結果を出している。(「寺子屋における歴史教育の研究」(横浜国立大学『横浜国立大学教育紀要6』1966.12 pp53-55)
 - 18 木全清博は、「万国史教科書の内容分析(1): 明治初期の民間版万国史教科書の内容」(滋賀大学教育研究所『滋賀大学教育研究所紀要22号』1988 p41)の中で『万国新史』について、「現代史教科書ともいうべき本であった。フランス革命以後のヨーロッパ、アジア、アメリカの世界史の大きな流れをつかまえさせようとした教科書で、明治維新から間もない日本を世界史の進歩発展のなかでとらえる問題意識が鮮明な教科書である」と評している。
 - 19 仲新『近代教科書の成立』(『教育名著叢書1』日本図書センター1949.7複製発行1981.4)p228
 - 20 1878(M11)年附属小学校を附属練習小学校と改称する。
 - 21 『明治十一年七月二日創定東京女子師範学校附属練習小学校規則』
 - 22 注2に同じ p96
 - 23 浜本純逸「明治維新时期の「国語」教育: 中等学校国語教育史(二)」(国語教育思想研究会『国語教育思想研究(8)』2014)p5
 - 24 植田恭子「跡見女学校のカリキュラムと教授」(跡見学園女子大学『跡見学園女子大学人文学フォーラム2』2004.3)p56
 - 25 『復刻版穎才新誌第1巻』不二出版1991.12 p25
 - 26 「お茶の水女子大学百年史」刊行委員会『お茶の水女子大学百年史』1984.5 pp.18-19
 - 27 注25に同じ pp. 3-4
 - 28 注25に同じ p25
 - 29 注2に同じ p96

- 30 井上敏夫『教科書を中心に見た国語教育史研究』溪水社2009.9 pp.416-417
- 31 『明治十三年七月改定東京女子師範学校規則』
- 32 注26に同じ p25
また、山川菊栄『おんな二代の記』（平凡社1972 p58）も参考にした。
- 33 福羽美静「日本文法書ヲ作ラントスルノ議」（明治十二年十月十五日「東京学士会院紀事略」第十三号所載）。ただし、本稿では、吉田澄夫・井之口有一『明治以降国語問題論集』風間書房1964.8 pp.409-410による。
- 34 注3 p237を参照した。
- 35 注3 p237を参照した。
- 36 故那珂博士功績記念会編『文学博士那珂通世君伝』大日本図書1915.8 p17
- 37 佐藤稔「明治の国語問題：その始発期」（秋田大学教育学部『秋田大学教育学部教育研究所研究所報第26号』1989.3）p 6
- 38 注16に同じ p42
- 39 山東功「国語施策と文法教育」（言語文化学研究・日本語日本文学編『言語文化学研究（9）』2014.3）p13に「明治前期の「文法＝言語」教育という観点」とある。
- 40 森田真吾「明治20年代における「和文」を規範の文体とした文法教科書の検討」（『筑波教育学研究2号』2004.3）p76
- 41 注16に同じ p43
- 42 甲斐雄一郎『国語科の成立』東洋館出版2008.10 p55
- 43 『明治十四年七月刻東京女子師範学校規則』。なお、筑波大学附属図書館蔵書には、七月が朱で十月に修正されている。ここでは、十月と記しておく。
- 44 注23に同じ p13
- 45 注30に同じ pp.416-417
- 46 『明治十六年八月改定東京女子師範学校規則』
- 47 東京女子高等師範学校附属高等女学校内那須良利『創立五十年』秀英舎1932 p 4
- 48 『明治十六年八月創定東京女子師範附属高等女学校規則』
- 49 注3に同じ p105
- 50 佐々木信綱「和歌と女子教育」（国語研究会『国語教育第壹巻第七号』育英書院1916.7）p 7

〔参考文献〕

- 小林洋文「一般専門教養科目、兼修・選択制から必修制へ：東京師範学校の教育課程（明治6－11年）の分析」（『長野県短期大学紀要37』1982.12）

（本研究は、愛知淑徳大学研究助成平成27年度特定課題研究「古典教育の研究—古典の〈読み〉を中心に—」の成果の一部である。）